

# ソーシャルワークにおける倫理 原理に関する声明 (Ethics in Social Work- Statement of Principles)



国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW)  
国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW)

## 1. 序文

倫理に関する認識は、全てのソーシャルワーカーの専門的実践に不可欠な要素である。彼らが倫理的に行動する能力と意欲は、ソーシャルワークサービスを利用する人々に提供される、サービスの質に必須の側面である。IASSWとIFSWの倫理問題に関する作業の目的は、会員団体や会員国におけるソーシャルワーク提供者間で、またソーシャルワークの学校やソーシャルワーク学生の間でも、倫理問題に関する議論と考察を促進する事にある。ワーカー達が直面している倫理的課題や問題のなかには、特定の国にみられる特殊なものがあるが、それ以外は共通しているものである。一般原理のレベルに立って、IASSWとIFSWの合同の声明は、世界中のソーシャルワーカーが直面する課題やジレンマを内省し、個々のケースごとに行動の取り方に関して倫理的に行き届いた決定をするのを助長することを目的にしている。これらの問題領域には、次のことが含まれる。

- ・ソーシャルワーカーのロイヤリティーがしばしば対立する利害のまん中にある実態。
- ・ソーシャルワーカーが支援者として、そして統制者として機能する実態。
- ・ソーシャルワーカーは実践する相手の人々の利益を守る義務がある。同時に彼らは効率性・実用性を社会的に要求されながら働く。その間で生じる葛藤。
- ・社会の中で、資源に制限があるという実態。

この文書では、IFSWとIASSWがそれぞれの総会で別々に採択した、ソーシャルワークの定義からはじめる。この定義はIFSWが2000年7月にカナダのモントリオールで採択し、2001年5月にコペンハーゲンで共同採択した(セクション2)。この定義は人権と社会正義の原理に重点をおいている。次のセクション3では、ソーシャルワークに関係のある人権に関する様々な宣言や規約に言及している。そして、人間の権利と尊厳・社会正義の二つの大きな項目のもとに、一般的倫理の原理の声明が続いている(セクション4)。最終セクションでは、いくつかのソーシャルワークの倫理的行動に関する基本的ガイダンスを紹介する。これらは、この倫理に関するガイダンスにより、IFSWとIASSWの会員団体における様々な綱領や指針に推敲されることが望まれる。

## 2. ソーシャルワークの定義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利の増進を目指して社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理はソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

## 3. 国際規約

国際的人権宣言や条約は、共有の達成基準を形成し、世界のコミュニティーで受け入れられた権利を承認するものである。ソーシャルワーク実践と活動に特に関連する文書には下記のものがある。

世界人権宣言

市民的及び政治的権利に関する国際規約

経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

あらゆる形態での、女性に対する差別撤廃に関する条約

子供の権利に関する条約

先住民族と部族の人々に関する条約(ILO 条約 169)

## 4. 原理

### 4.1. 人権と人間の尊厳

ソーシャルワークはあらゆる人の固有の価値と尊厳、そしてこれより派生する権利の尊重の上に成り立っている。ソーシャルワーカーは個々の人間の物理的・心理学的・感情的・スピリチュアルな側面の無欠とウェルビーイングを支持し、そして守らなければならない。これは以下のことを意味する。

1. 自己決定権の尊重      ソーシャルワーカーは自分で選択し決定する人々の権利を尊重しなければならない。それは彼らの価値観・生活上の選択がいかなるものであれ、他者の権利や利益を侵害しない限りにおいてはである。
2. 参加の権利の促進      -      ソーシャルワーカーはサービスを利用する人々の完全参加を促進しなければならない。そこで彼らは自分たちの生活に影響するあらゆる決断や行動の側面でエンパワーされる。
3. 個々の人間を全体として捉える。      ソーシャルワーカーは家族・コミュニティー・社会と自然の環境の中で、全体としての人間に関心を払わなければならない。そして人間の生活のあらゆる側面を認識しようとしなければならない。
4. ストレングスの認識と発展      ソーシャルワーカーはあらゆる個人・グループ・コミュニティーのストレングスに焦点を当て、エンパワーメントを促進すべきである。

## 4.2. 社会正義

ソーシャルワーカーは社会正義を促進する責任がある。それは、一般的に社会に関連して、そして彼らが実践の相手としている人々に関連してである。これは次のことを意味する。

1. 否定的な差別への挑戦\* ソーシャルワーカーは不当な理由による否定的差別に挑戦する責任がある。その不当な根拠には次のものが挙げられる。能力・年齢・文化・性別・結婚しているか否か・社会経済的地位・政治的意見・皮膚の色・人種もしくはその他の身体的特徴・性的志向や精神的信条などである。

\* ある国では「差別」という語は、「否定的差別」の代わりに用いられている。否定的という語をここで用いるのは、別の国では肯定的差別としても用いられているためである。肯定的差別は、積極的差別是正措置としても知られている。肯定的差別若しくは積極的差別是正措置は上記の4.2.1の条項で挙げられたグループの歴史的な差別の影響を是正する積極的なステップである

2. 多様性を認識すること ソーシャルワーカーは、自分たちが実践する社会での民族的・文化的な多様性を認識し、尊重しなければならない。そこで個人・家族・グループ・コミュニティに違いがあることを考慮しなければならない。
3. 資源の公正な分配 ソーシャルワーカーは資源が公正にニーズに従って配分されるように保証しなければならない。
4. 不当な政策や実践に挑戦すること ソーシャルワーカーには、雇用者・政策決定者・政治家・一般市民の関心を、資源が不適切で、資源の配分・政策・実践が抑圧的・不公平若しくは有害な状況に向けさせる責務がある。

## 5. 専門職としての行動

IFSWとIASSWのメンバーシップのある国の組織は、倫理綱領若しくはガイドラインを、IFSW/IASSWの声明に矛盾しないよう発展させ、また定期的に改めていく責任がある。それぞれの国の組織には、ソーシャルワーカーやソーシャルワークの学校にこれらの綱領若しくはガイドラインを伝える責務がある。ソーシャルワーカーは、自国の現在の倫理規定とガイドラインに従って行動すべきである。そこには、国情に従って倫理的実践に関する、より細かなガイドラインが含まれているだろう。ただし、下記の専門職としての行動に関する一般的なガイドラインは適用される。

1. ソーシャルワーカーは業務に必要な技術と能力を、維持・発展することが期待されている。
2. ソーシャルワーカーは自分たちの技術を、非人間的な目的(例として拷問・テロなど)に利用されることを許してはならない。
3. ソーシャルワーカーは誠実さを持って対応しなければならない。そこには、次のことが含まれる。
  - サービスを利用する人々との信頼ある関係を悪用しないこと
  - 個人的および職業的生活の間の区別を認識すること
  - 個人的な利益のために自分の立場を悪用しないこと

4. ソーシャルワーカーは、サービス利用者に対して、同情・共感・配慮の念を持ちながら、行動をしていく。
5. ソーシャルワーカーはサービス利用者のニーズや利益を、自分たち自身のニーズや利益に従属させてはならない。
6. ソーシャルワーカーは、職場で自分たちを専門職として、そして個人としてケアしていくのに必要な手段を講じておく必要がある。これは、自分たちが適切なサービスを提供できるよう保証するためである。
7. ソーシャルワーカーは、サービス利用者にかんする情報の秘密を守らなければならない。この例外は、より重大な倫理的要請(例えば生命維持など)のものに正当化されるかもしれない。
8. ソーシャルワーカーは、次のものに対して、自分たちの行為が責任あることを認識しなければならない。それは、サービスの利用者・彼らの実践の相手仲間・雇用者・専門職団体・法律である。そこで、これらの責任の中で、葛藤が起こりうることも認識すべきである。
9. ソーシャルワーカーはソーシャルワークの学校とすすんで協働して、ソーシャルワークを学ぶ学生たちが良質の実践的訓練と最新の情報を得られるように支援しなければならない。
10. ソーシャルワーカー仲間や雇用者との倫理に関わる議論を培い、そして関わっていかなければならない。そして倫理的な情報を踏まえた上で決定していく責任がある。
11. ソーシャルワーカーは倫理的配慮に基づいた決定の理由について、説明できるよう準備ができていなければならない。そして自分の選択と行動に責任を持たねばならない。
12. ソーシャルワーカーは雇用機関や自国で以下のような状況を創出するために努力すべきである。それは、この声明や自国の倫理規定(適用できれば)の原理が議論され、評価され、支持されるような状況である。

当文書「ソーシャルワークにおける倫理 原理に関する声明」は、2004年10月にオーストラリアのアデレードで行われた、国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク学校連盟の総会で承認された。

訳 岩崎浩三

星野晴彦